

アンチ・ドーピング活動に伴う選手の使用薬物の調査について

違反が絶えない禁止薬物による競技力向上に対し、アンチ・ドーピング活動は、国連教育科学文化機関（ユネスコ）による国際条約として各国の遵守事項となり、障害者を含め、より厳しく実施されるようになりました。

これまで日本国内では(財)日本障害者スポーツ協会（以下協会）が中心となって、国際大会参加を目標としている選手（ジャパンパラリンピック大会や国際大会の国内選考大会に出場する選手を含む）に対し、各競技団体で一括して使用薬物の事前調査を行い、協会医学委員会アンチ・ドーピング部会にて世界ドーピング防止規程で禁止されている物質の使用がないかどうかチェックを行ってきました。しかし、現在の国際の動向として、ドーピング対応に関しては選手自身の責任がより重要視されている事実をふまえ、日本国内においても、選手自身が使用薬物に対して自覚を持つこと、そして、原則的に選手自身の責任において担当医や薬剤師への確認などの対応をとり、禁止薬物を摂取しないように進めていくこととしました。

ただしこのように変化する中、障害者アスリートにおいては、障害があることによって、選手個人で禁止薬物使用の有無について十分な対応ができないことも予想され、すべてを選手の責任で対応することは難しいと考えております。選手の皆さんには、できることは可能な限り自身で対応することを前提に、協会ドーピング部会でも従来の方で使薬物調査を行うようにしました。その場合、①選手は競技団体を通し、定期的に使用薬物調査を提出し、②競技団体は、それをまとめて当協会アンチ・ドーピング部会に提出し、③使用薬物のチェックを受けるという手順となります。

禁止物質を含む薬品を使用しているということがわかった場合、至急、アンチ・ドーピング部会にご連絡ください（アンチ・ドーピング部会に使用薬物チェックを受けた場合は、部会より選手あて連絡します）。その後の対応についての指導を行うとともに、治療目的で禁止薬物の使用が必要とされる選手には、治療目的使用に係る除外措置（TUE）申請のための手続きについても指導します。ただし TUE 申請は大会開始前までに申請を終了しておかなければならないことが規則で定められているため、少なくとも大会の3ヶ月前までには、使用薬物に違反物質が含まれていないかどうかの確認をすることが目安となります。

選手自身がドーピング禁止薬かどうかを確認する方法としては、医師から処方された薬をその場で確認する、都道府県の薬剤師会に相談するといった方法があります。禁止物質のリストは(財)日本アンチ・ドーピング機構（JADA）公式サイトで確認できます。

（JADA 公式サイト http://www.anti-doping.or.jp/#SlideFrame_1）

なおサプリメントについては、すべての含有成分が表示されていないことがほとんどですので、問い合わせでも確認できません。口に入れるかどうかは自己責任で判断してください。

どのような場合でも、ドーピング検査で違反物質が検出された場合には、最終的には選手の責任となります。選手自身が厳重に注意するのはもちろんのこと、競技団体も教育・啓発に努めてください

平成 22 年 1 月 20 日

(財)日本障害者スポーツ協会医学委員会
委員長 陶山 哲夫

お問い合わせは・・・

〒108-8329 東京都港区三田 1-4-3

国際医療福祉大学三田病院 リハビリテーション科

草野 修輔（日本障害者スポーツ協会医学委員会 アンチ・ドーピング部会長）

Tel : 03-3451-8121 Fax : 03-3454-0067

E-mail : shukusano@iuhw.ac.jp